

「再エネ電力グループ購入事業」業務仕様書

この「再エネ電力グループ購入事業」業務仕様書（以下「仕様書」という。）は、京都府及び京都市（以下「府市」という。）と共同で実施する再エネ電力グループ購入事業（以下「本事業」という。）において取り組む業務内容を示すものであり、本事業を実施する事業者（以下「事業実施者」という。）は、この仕様書に定める事項について適正に履行すること。

1 事業スケジュール

- (1) 事業実施期間
「再エネ電力グループ購入事業」に関する協定書に基づく協定の有効期間とする。
- (2) 各業務の実施時期（目安）

	第1回募集	第2回募集
購入希望者の募集開始	令和2年9月頃	令和3年1月頃
販売事業者の決定	令和2年10月初旬	令和3年2月初旬
購入希望者の募集終了	令和2年10月下旬	令和3年2月下旬
購入希望者への購入意思の確認締切	令和2年11月中旬	令和3年3月中旬

2 業務内容

事業実施者は、下記の内容について実施すること。

- (1) 実施体制の構築及び統括責任者等の選任
 - ア 事業実施者決定後、速やかに業務の履行に必要な人員を確保し、業務を実施すること。
 - イ 業務の実施に当たっては、統括責任者を選任すること。統括責任者は、本事業又は類似事業に従事した経験があり、業務管理について責任を負える者とする。
 - ウ 再エネ電力購入希望者（以下「購入希望者」という。）からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するための窓口（以下「コールセンター」という。）においては、業務責任者を選任すること。業務責任者は、業務を主導する立場として、業務の実施について専門的な知見を有する者とする。
 - エ 実施体制について、統括責任者、業務責任者及び担当者等の人員体制並びにそれぞれの経験、資格等を記載した実施体制表を京都府府民環境部エネルギー政策課「再エネ電力グループ購入事業」担当（以下「事務局」という。）へ提出すること。（任意様式）
 - オ 統括責任者及びコールセンターの業務責任者は、府市が実施する他のグループ購入と兼任することができるものとする。
- (2) 事業計画の策定
 - ア 事業実施者決定後、速やかに事業計画を策定し、府市の了解を得て、業務を実

施すること。

イ 事業計画は、事業スケジュール及び(3)から(10)の業務内容について実行性のある内容を具体的に示した事業計画書とし、事務局へ提出すること。(任意様式)

ウ 市場調査及び市場分析の結果、府市と協議のうえ、必要に応じて事業計画書を修正し、事務局へ提出すること。

(3) 購入希望者へのプラン作成及び見積書の提出

ア 購入希望者へ提供するプランは、再生可能エネルギー由来の電力とし、府市と協議のうえ決定した再生可能エネルギー比率を示したプランを作成すること。

イ 再エネ電力販売事業者（以下「販売事業者」という。）が提示したプランを購入希望者へ示し、契約内容等について十分に説明したうえで、最終的な購入意思の確認をすること。

ウ 最終的な購入意思の確認を行う際は、購入希望者が一般的な料金プランと比較して、容易に判断できるよう配慮すること。

エ 購入希望者が購入意思を示された場合、初めて購入希望者の情報を販売事業者へ提供できるものとする。

オ 購入を決めた購入希望者（以下「購入者」という。）と販売事業者との間で、契約が円滑に行われるよう、必要なサポートを行うこと。

(4) 広告宣伝、購入希望者の募集

ア 購入希望者は、原則として府内の家庭や個人事業者とし、購入希望者を対象とした効果的な広告宣伝を行うこと。

イ 広告宣伝の内容については、府市と協議して定めるものとする。

また、府市の名称等を用いる場合は、その都度、事前に府市の了解を得ること。

ウ 府市が有する広告媒体を活用し、府市が実施する広報において、広報用の資料等を提供し、協力すること。

エ マスコミ等の取材申込みがあった場合は、原則として事前に府市の了解を得ること。

オ 購入希望者の募集については、1箇月以上の期間行うこと。

(5) Webサイトの構築及び運用

ア 本事業に係るWebサイト（以下「Webサイト」という。）の構築、運用、メンテナンスを行うこと。

イ Webサイトを使用した購入希望者及び販売事業者の募集を行うこと。

ウ Webサイトの構築、運用、メンテナンスを行う場合は、万全のセキュリティ対策を講ずること。

エ Webサイトの構築を行う場合は、「京都府ウェブアクセシビリティ方針」及び「京都市ホームページ作成ガイドライン」に則り、JIS X8341-3:2016（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ）の達成基準に対応させること。

(6) 販売事業者の募集及び選定等

ア あらかじめ設定する入札参加要件に基づき、販売事業者を募集すること。

イ 入札参加要件の詳細については、府市と協議の上、決定すること。

ウ 入札参加要件を満たした販売事業者により複数回にわたって繰り返し入札を行

- い、最も安価な入札を行った事業者を販売事業者として選定すること。
 - エ 入札価格については、関西電力株式会社が定める契約メニューのうち「従量電灯A」及び「従量電灯B」に対応した料金プランを提示すること。
 - オ 販売事業者選定の入札参加要件には、次の内容を含めること。
 - (ア) 経営実績が健全であること。
 - (イ) 契約履行能力が十分であること。
 - (ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
 - a 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - b 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - c 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - d 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - e 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - f 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - g 暴力団及びaからfまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
 - (エ) 関係法令を遵守すること。
 - カ 販売事業者選定の入札の結果については、速やかに府市へ報告し、公表すること。
 - キ 事業実施者は販売事業者との間で、本事業を遂行するために必要な事項を定めた契約書を作成し、契約を締結すること。また、契約書には次の内容を明記すること。
 - (ア) 個人情報保護について
 - (イ) 関係法令の遵守について
 - (ウ) 事業実施者と販売事業者間の責任の区分
 - ク 本事業に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、販売事業者が誠意をもって対応するとともに、苦情やトラブル等が発生した日時、場所、内容等を記録し、事業実施者へ報告することとし、必要に応じて、事業実施者と連携して対応すること。
 - ケ 本事業に関する苦情やトラブル等が発生した場合は、速やかに府市へ報告すること。
- (7) 問合せ対応
- ア 購入希望者からの問合せに対し、迅速かつ適切に対応するため、コールセンターの設置及び運用を行うこと。
 - イ 本事業に関する問合せ及び苦情については、全てコールセンターで対応すること。

- ウ コールセンターで問合せ及び苦情へ対応する者への業務研修を行うこと。
- エ 業務マニュアル及び質疑応答集を作成すること。
- オ 府市に対する問合せ及び苦情があった場合は、速やかにコールセンターへ対応を引き継ぐこととする。
- カ 問合せ及び苦情が発生した日時、場所、内容等を記録し、府市へ報告すること。

(8) リスク対応

事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて、適切に対処すること。

(9) アンケート調査

ア 購入希望者を対象としたアンケート調査票を作成し、回収、集計、分析を行うこと。また、アンケートの回収率を上げる取組を実施すること。

イ アンケートの内容については、府市と協議のうえ、決定すること。

(10) 本事業の収益

事業実施者の収益は、販売事業者から得る契約件数に応じた手数料とする。

なお、手数料の金額は、販売事業者が回避したと認められる営業費等を基礎とした合理的な範囲で設定することとし、購入者から直接利益を得る行為は禁止する。

3 個人情報管理

事業実施者は、本事業の実施に関し、個人情報を取り扱う場合は、京都府個人情報保護条例及び京都市個人情報保護条例を遵守しなければならない。

4 事業成果物の提出

本事業の成果物として協定満了日までに以下の事業成果物を事務局に提出するものとする。

- (1) 実績報告書（事業の実施状況、収支状況、広報計画の実績等）
- (2) チラシ等広報に係る作成物及びその電子データ
- (3) アンケート等の集計結果

5 著作権の扱い

- (1) 事業成果物に係る全ての著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は府市に帰属します。
- (2) 事業成果物に含まれる事業実施者又は第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）の著作権は、個々の著作者に帰属するものとします。
- (3) 納入される事業成果物に既存著作物が含まれる場合は、事業実施者が当該既存著作物の使用に必要な費用及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うものとする。

6 その他

- (1) 事業実施者は、関係法令を遵守し、誠実に業務を遂行すること。
- (2) 事業実施者は、事業実施に伴うリスクに対して未然に対策を講じて、適切に対処すること。
- (3) 仕様書の内容について疑義が生じた場合又は本事業に係る業務の遂行上必要と認

められるものでこの仕様書に定めのない事項が生じた場合は、その都度、府市と協議の上、業務を進めることとする。